

調達管理番号・案件名

24a00907_パキスタン国ハリプール市における上水道改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月14日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	17	<p>第2章 特記仕様書案【2】 特記仕様書(案)第4条 業務の内容(4)水源候補地の選定、取水可能量の評価、コンポーネントと施設規模の検討</p> <p>本事業で想定する水源は、Shah Maqsood 湧水やDor川の伏流水(または地下水)が想定される。高濁度となること、河道が変わる可能性があることから、Dor水からの直接の取水はできるだけ避け、湧水及び伏流水から取水することを想定している。湧水は、3か所の候補が挙げられており、うちShah Maqsood 湧水1 は実施機関により水量が測定されており、年間最低3,500m³/dの取水可能量が確認されている。湧水3 は、農地の中に位置しており、下流での水量は計測中であるもののShah Maqsood 湧水1 よりも少ない見込みである。残りの湧水候補等に関しては、パキスタン側PPUC に水量測定、水質検査を依頼している。本調査において水質および水資源賦存量等、水源としての適否を判断する。</p>	<p>第4条業務の内容(4)水源候補地の選定、取水可能量の評価、コンポーネントと施設規模の検討に関して、「残りの湧水候補等に関しては、パキスタン側 PPUC に水量測定、水質検査を依頼している。本調査において水質および水資源賦存量等、水源としての適否を判断する。」と記載されております。残りの湧水候補とは前述の3候補地以外を示すものでしょうか。また、このフォローはどなたの所掌になるのか、調査結果は本準備調査のどの段階で確定する見込みでしょうか。加えて、水質の結果が、緩速ろ過に適さない水質が選定される可能性は考慮されておりますでしょうか。</p>	<p>残りの湧水候補とは、前述の3候補地以外を示すものです。これまで定期的に調査結果を受領しており、業務開始時に共有します。また、水量測定、水質検査のフォローや、各種データ、情報を踏まえた水源としての適否の判断、水源計画の立案は、本業務にてご対応いただくこととなります。湧水の調査は、実施機関が継続して実施しており、現時点において、調査結果の確定や継続期間についての情報はありません。水質分析の結果が緩速ろ過に適さない可能性も含めて、水源や取水量、必要な浄水処理方法等をご検討いただく想定です。</p>
2	18	<p>第4条 業務の内容(4) 水道メータの設置</p>	<p>別紙1の3. 事業概要では、【機材】給水装置等とありますが、P18には、本事業における水道メータの設置施工範囲を水道メータ(及びメータボックス)までは日本側負担工事として検討するとあり、第1回現地調査の社会調査において、住民の接続意思の確認水道メータ設置に対する承認を取得するとあります。水道メータの設置を含む給水装置の調達と設置工事を、本事業のスコープに含めるという理解でよろしいでしょうか？ その場合、社会調査は300世帯程度が想定されていますが、接続意思確認や、本事業で給水装置を設置する数量は300件程度が想定されているという理解でよろしいでしょうか？ 従量料金制度が整備されていないと認識していますが、制度の整備状況に関わらず顧客メータ設置等のハードの整備を先行して進めるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>・混同を招き申し訳ありません。企画競争説明書の(4)に、「また、第1回現地調査において社会調査を実施する際、各戸接続および水道メータの所有および設置に関する運転管理機関と住民のスコープについて確認し、設置に先立って住民の接続意思の確認と水道メータの設置に対する承認を取得する。」と書かれておりますが、社会調査の実施の際は上記の確認は不要と認識しております。</p> <p>・社会調査における、従量制料金移行についての確認項目は、(11)①に記載の通り、「節水意識、1人1日当たりの水利用量(〜)、水利用の実態」になります。また、「本事業により、給水サービスが改善されれば、メータ設置により従量料金制に移行しても良いか、いくらまで支払えると思うか」という点も必要です。</p> <p>・ご理解のとおり、本事業における給水顧客への水道メータの設置を含む給水装置の調達と設置工事は、本事業のスコープに含める想定です。給水状況や水利用状況等に関する社会調査は、300世帯程度を想定しています。一方、上記の通り、同調査では、接続意思確認等は想定されておりません。本事業で給水装置を設置する数量は300件程度ではなく、本事業における給水顧客戸数が上限となります。</p> <p>・従量料金制度が導入されておらず、また無駄水が非常に多いと言われていたため、今後、給水サービス改善後に従量料金制度に移行し、経営を改善するシナリオを想定しています。本事業では、顧客メータ設置等のハードの整備を先行して進めるということになります。</p>

3	19	(6)用地取得手続き、パキスタン国でのプロジェクト実施 手続き取得に関する調査	PC-1の取得をする主体はカウンターパートで、コンサルタントはフォ ローする立場であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	19	(5)地下水ポテンシャルの評価	「そのため本調査では、全体の地下水流量を確認するために、3か所 程度の水平電気探査を行うことで導水勾配と断面積を測定する。」と 書かれていますが、水平電気探査では導水勾配や断面積は把握でき ないと考えられます。地下水ポテンシャルの評価は3か所の浅井戸の 試掘と揚水試験によって評価することが可能と考えますが、ご意見 を伺いたいと思います。	誤記につき申し訳ありません。「3測線の電気探査により、帯水層の分布を 把握するとともに、3か所程度の井戸の試掘・揚水試験を行うことで地下 水ポテンシャルを評価する。」が正となります。
5	19	第4条 業務の内容 (5)地下水ポテンシャルの評価	物理探査として水平探査を行うことが指示されています。その費用 は定額計上となっていますので、想定されている水平探査の仕様お よび数量について、明示頂けませんでしょうか。 1) 水平探査の測線延長 2) 水平探査の最大探査深度、および探査深度の刻み(深度何m毎の 探査を行うか)	想定している水平探査の仕様および数量について、以下の通りとなりま す。 1) 水平探査の測線延長 約1.5～2.0km×3測線 2) 水平探査の最大探査深度、および探査深度の刻み(深度何m毎の探査 を行うか) 100メートル程度、10m刻み
6	20	第4条(8) 自然条件調査	別紙1の3. 事業概要では、高架水槽が含まれていませんが、P20で は、必要に応じて高架水槽予定地での測量や地盤調査等を実施する と記載されています。 定額計上の金額には、高架水槽予定地の調査の金額は含まれてい るのでしょうか？また、必要になった場合、高架水槽の概略設計費用は 設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか？	定額計上の金額には、高架水槽予定地の調査の金額は含まれておりませ ん。必要になった場合、高架水槽の概略設計費用は本業務の契約変更の対 象になるとのご理解で間違いありません。
7	25	(11) 社会調査	「調査の際、既存検討資料として、住民への質問票(案)を活用し、調 査結果を報告書に添付する。現状の質問票(案)には吸引ポンプの影響 を測る指標等が含まれるので、これを活用する。」と書かれていま すが、既存検討資料や現状の質問票(案)が何を示すのかがよくわか りません。これらの資料は契約後に共有していただけるのでしょうか。	ご理解のとおり、既存検討資料や現状の質問票(案)は、契約後に発注者か ら共有します。
8	26	(11)社会調査	「対象地域の無駄水量を調査・分析し・・・」「・・・使用水量を計測するこ とで無駄水量を特定し・・・」と記載されていますが、無駄水量の測定 を実施するにあたって、無駄水の定義をご教示いただけないでしょ うか。	固定料金制である一方、顧客が常に蛇口を開けっ放しにするなどによっ て、実際に利用されていない水のことと定義しております。社会調査等 によって住民の水利用状況を把握し、また本事業によって水量増加と共に水 道メータの設置を実施し、段階的に従量料金制に移行することで、節水意 識を醸成させ、無駄水の削減や水圧の適正化などを目指すことを想定して おります。
9	33	第4条 業務の内容 (20)水源の保全を通じた取水の持続性向上の提案 第2パラグラフ	維持流量は、通常河川の河川の流量に用いられますが、地下水では、 維持流量という概念はないかと思えます。本件で用いられている維 持流量は「何に対するどのような概念」として用いられていますで しょうか。	ここで維持流量という言葉を用いているのは、取水先として湧水を念頭に おいた記述であるためです。湧水は、湧出地点から小河川のように流れて Dor川と合流しているため、湧水を全量取水してしまってもいいとは限らず、 湧水からどこまで取水していいのかを検討する必要がある、ということに なります。
10	38	第5条成果品 現地調査結果概要の提出時期	現地調査結果概要の提出は概略設計協議 調査後10営業日以内と なっていますが、第一次あるいは第二次現地調査終了後の作成・提 出のほうが必要が高いと考えられますが如何でしょうか。	ご理解のとおり、第二次現地調査終了後に、第一回と第二回をまとめて、 現地調査結果概要の作成・提出をお願いします。

11	39	第5条 成果品 環境チェックリスト(設計方針会議用)の提出時期	「環境チェックリスト(設計方針会議用)」の提出は「概略設計協議 調査後10営業日以内」となっていますが、概略設計協議が第3回現地調査とすると設計方針会議と時期が合わないと思われます。	誤記につき、申し訳ありません。「現地調査結果概要」、「協力準備調査報告書(案)(環境社会配慮部分)」、「初期環境調査報告書/環境アセスメント案(住民移転計画案、先住民族計画案)」、「環境チェックリスト(設計方針会議用)」については、提出は「第二次現地調査後10営業日以内」となります。
12	41	第7条 機材の調達	超音波式スマートメーターとスマートメーターのゲートウェイにつきまして、現地調達を想定されておりますでしょうか。また、試験用メータ、及びスマートメータ30個の設置を想定するWSSC-H職員宅はスマートメータとゲートウェイ間での通信可能範囲内にあるものと考えてよいでしょうか。モニタリング用のPCなどはWSSC-Hが保有しているものを使用できるのでしょうか？	超音波式スマートメーターとスマートメーターのゲートウェイにつきまして、本邦調達を想定しております。また、試験用メータ、及びスマートメータ30個の設置を想定するWSSC-H職員宅等は、スマートメータとゲートウェイ間での通信可能範囲内で設置場所をご検討頂くものになります。モニタリング用のPCなどは、WSSC-Hが保有している想定です。
13	53	(5)定額計上について	安全対策経費として防弾車レンタル費(予備費)を264,000円計上されていますが、これは何台分を何日の利用と想定されていますか？安全対策マニュアル(2024年11月)を見ると、KP州は“JICA事務所が防弾車を2台保有しており可能な場合貸与するが、貸与できない場合は渡航者自身で防弾車のレンタカーを手配してもらう必要がある(予算措置も含む)ので、KP州への渡航日程が決定した時点で防弾車の貸与可否についてJICA事務所に問い合わせること。”とありますが、プロジェクトの全日程をコンサルタントが手配するものと見積もりに入れておけばよいでしょうか？	基本的に事務所の防弾車を使う想定でしたが、再確認の結果、事務所で保持している防弾車は2台に限られ、想定されるレンタル期間のうち約150日分は貸与できない可能性があります。上記を想定して、定額計上としている防弾車レンタル費(予備費)を12,375,000円に変更します。
14	53	(5)定額計上について、 12. 安全対策費	防弾車レンタル費(予備費)で264,000円が計上されています。2024年7月貴機構パキスタン事務所発行の安全対策マニュアルによると防弾車が必要であることを認識しておりますが、調査全期間防弾車をレンタルすることを考えておられるのであれば、このレンタル費(264,000円)では足りないように思います。 ・NOC発給用の条件を満たすためだけにレンタルをするということでしょうか？ ・この金額は、何日分のレンタル費用でしょうか。 ・全てのコンサルタント団員の国内移動費としては4WD車両をリースで別途計上するという方針で問題ないでしょうか。	・13番の回答内容の通りです。 ・上記以外の現地車両費(イスラマバード内等)については、4WD車両等をリースで別途計上するという方針で問題ありません。
15	53	(5)定額計上について	防弾車には従事者何名が乗れますか？他国では警備員が同乗するため従事者が2名乗る想定で算出する指示が出たことがあります。	2～3名程度で想定しております。
16	53	(5)定額計上について	当該地域は功労金にかかる保険への加入の対象地域となるのではないかと理解しているのですが、保険料の定額計上指示を追加で出していただけませんか？	コンサルタント契約での戦争特約保険の対象は「外務省海外安全情報レベル3以上の国・地域に業務渡航するとき」の戦争特約経費分です。本案件の業務対象地域には上記地域が含まれていないため、戦争特約保険経費の計上は想定していません。
17	55	業務主任者の経験・能力	業務主任者の担当業務について「上水道計画と気候変動1」との記載があります。気候変動を業務主任の担当業務としない提案も可能と存じますがその場合評価に影響しますでしょうか。	業務主任者の担当業務は指定しておらず、提案が可能ですので、配点表中にあります「業務主任/上水道計画/気候変動1」という表現は、「業務主任/〇〇」に訂正いたします。

以上